

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="147 523 1081 572">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 572 947 911">35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="947 572 1081 911">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 911 947 1249">35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="947 911 1081 1249">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="147 1249 1081 1299">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 1299 947 1444">36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td data-bbox="947 1299 1081 1444">[略]</td></tr></table>	[略]		35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付	[略]	35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付	[略]	[略]		36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="1160 523 2094 572">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 572 1966 911">35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第3項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第7項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="1966 572 2094 911">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 911 1966 1249">35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第3項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第7項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="1966 911 2094 1249">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1160 1249 2094 1299">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1299 1966 1444">36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td data-bbox="1966 1299 2094 1444">[略]</td></tr></table>	[略]		35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第3項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第7項の保安検査証の交付	[略]	35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第3項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第7項の保安検査証の交付	[略]	[略]		36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]
[略]																					
35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付	[略]																				
35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付	[略]																				
[略]																					
36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																				
[略]																					
35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第3項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第7項の保安検査証の交付	[略]																				
35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第3項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第7項の保安検査証の交付	[略]																				
[略]																					
36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																				

(1) [略]		(1) [略]	
(2) 省令第81条第4項の充てん設備保安検査証の交付		(2) 省令第81条第5項の充てん設備保全検査証の交付	
(3) [略]		(3) [略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。